あなたの遺志が、武蔵の未来を繋げます

「遺贈」ご寄付のご案内

武蔵学園からのご案内

遺贈寄付制度について

武蔵学園では、ご自身の財産を教育や研究に役立てることによって社会貢献をしたいとお考えの方のために、「遺贈寄付制度」を設けております。

「遺贈寄付制度」では、ご希望により武蔵学園が提携している信託銀行をご紹介し、遺言の作成から保管、遺言の執行までの手続きをトータルにサポートいたします。ご遺言により託された財産は、そのご遺志を受け継ぎ、未来を担う武蔵大学（学生）・武蔵高等学校中学校（生徒）への教育研究支援のために大切に活用いたします。

また、学園にご寄付をいただいた財産については、税制上の優遇措置を受けることができますので、原則として相続税が非課税となります。

皆様の大切な財産を未来に繋ぐ、「遺贈寄付制度」をご検討いただきますようご案内申し上げます。

お手続きは裏面に記載しております

学校法人
根津育英会武蔵学園
武蔵大学 武蔵高等学校 武蔵中学校

手続きの流れ

「ご自身」の財産を寄付したいとお考えの方

税制上の優遇措置が受けられます。	相続税は課税されません
武蔵学園募金事務室へ 問い合わせ	遺贈によるご寄付のご相談をお受けします。ご相談いただいた方に提携信託銀行のご紹介。 （武蔵学園を経由せず、信託銀行へご相談いただくことも可能です。）
信託銀行との ご 相 談	＊遺贈を含む遺言書作成に関する受付け・ご相談については無料です。 ＊遺言書作成･保管･執行は信託銀行所定の手数料･報酬が必要となります。
遺言書の作成	＊信託銀行の遺言信託業務に基づき遺言書を作成します。
遺言書の 保管と管理	＊信託銀行が遺言書の所管と管理を行います。 ＊遺言書の保管中は、信託銀行からご本人に毎年定期的に遺言内容の異動あるいは変更についての照会が行われます。
遺言執行	＊信託銀行がご逝去の通知を受け次第、遺言の内容を執行します。
相続人への遺産配分および武蔵学園へのご寄付	（遺産配分）相続人等への遺産配分 （遺　　贈）学校法人根津育英会武蔵学園へのご寄付

遺贈寄付とは、遺言により自己の財産の一部または全部を、母校などに贈与することです。ご自身の思いを、将来確実に実現できる方法として、この制度の利用者は近年増加しつつあります。

学校法人に遺贈寄付をした場合は、その遺贈した財産について相続税は課税されません。また、遺贈によらない場合でも、相続人が相続財産税の申告期限までに学校法人に（現金で）寄付した場合も非課税となります。ただし、相続税申告される場合は、相続開始から10か月以内の期限日までにご寄付のうえ申告する必要があります。相続税申告をされる場合は、早目に学校法人に連絡願いたいと存じます。

遺贈寄付のうちで、土地・建物などの不動産や株式・骨董品などの動産の遺贈寄付は、原則として、遺言執行者となられる方が、現金化（換価処分）し、税金・諸費用を差し引いた上で、現金にてご寄付いただくようにお願いをしております。学校法人根津育英会武蔵学園では、遺贈により母校への支援をお考えくださる皆様の便宜をお図りするため、次の信託銀行と業務提携をしております。

提携信託銀行：**三井住友信託銀行**

連絡先：相続遺言相談ダイヤル　0120－181－536

受付時間：平日9：00～17：00　土・日・祝日および12月31日～1月3日はご利用いただけません。

⇨ご相談受付（※）・最寄店舗のご紹介

（※）詳細なご相談は最寄店舗にてお伺いいたします。

お問い合わせは

学校法人根津育英会武蔵学園　募金事務室
〒176-8533　東京都練馬区豊玉上1-26-1
TEL. 03-5984-3734　FAX. 03-5984-4052　　E-mail　don@sec.musashi.ac.jp